

宮崎県神話のふるさと県民大学 リレー講座 於…宮崎県企業局県電ホール(二〇二〇・九・二六)

出雲の「百八十神」

お茶の水女子大学名誉教授・島根県奥出雲町特別顧問

荻原 千鶴

①『奥義抄』上式 二十三 物異名付十二月名

十月 神無月 天の下のもろもろの神出雲国にゆきて、この国に神なきゆゑに、かみなし月といふをあやまれり。

十月 神無月 天下の多くの神が出雲国に行つて、この国には神がいなくなつてしまふので神無し月と言うのだが、それを誤つてカンナツキといふのである。

②『詞林采葉抄』第六

神無月シクレニアヘル紅葉ノフカハチリナム風ノマニマニ抑一天下ノ神無月、出雲国ニハ神在月トモ申也。我朝ノ諸神参リ集リ玉フ故也。其神在ノ浦ニ神々来臨時ハ、小童ノ作レル如ナル篠舟波上フコト不可及ニ算数ニモ。諸神ハ彼浦神在社ニ集玉ヒテ、大社ヘハ参玉ハスト申。此神在ノ社ハ不老山云所ニ立玉フ。神号ヲハ佐太大明神ト申也。是則伝奏神ニテ座トカヤ。大社ヲハ杵春明神ト申トカヤ。別当ヲハ国曹(造イ)ト申云云。

かむなつき時雨にあへる紅葉の吹かば散りなむ風のまにまに
(十月の時雨にあつてもみじした木の葉は、風が吹けば散つてしまふことでしょうか、風の吹くままに)

全国で言う神無月を、出雲国では神在月とも言っている。日本国の諸神が参り集まられるからである。その神在の浦に神々がおいでになる時は、こどもが作ったような篠舟が波の上に浮かび、数をかぞえることもできないが、諸神はその浦の神在の社にお集まりになり、出雲大社へは参られないという。この神在の社は、不老山という所にお建ちになつて

いる。神号を佐太大明神と申し上げる。これは伝奏(下からの申請を上に伝え奏する職)の神でいらつしやることだ。大社は杵春明神と申し上げるそうだ。神社の長官を国曹(異本に「国造」とある)という。

③『好色五人女』巻一

おなつも同じ嘆きにして、七日のうちは断食にて、願状を書きて、室の明神へ命乞ひしたてまつりにけり。不思議や、その夜半とおもふ時、老翁、枕神に立たせ給ひ、あらたなる御告げなり。「汝、我がいふ事をよく聞かべし。惣じて世間の人、身のかなしき時いたつて無理なる願ひ、この明神がままにもならぬなり。俄に福徳をいのり、人の女をしのび、悪き者を取りころしての、ふる雨を日和にしたいの、生れつきたる鼻を高くしてほしいのと、さまざまのおもひ事、とても叶はぬに無用の仏神を祈り、やつかいを掛けける。過ぎにし祭にも参詣の輩、一万八千十六人、いづれにても大欲に身のうへをいのらざるはなし。聞きてをかしけれども、散銭投げるがうれしく、神の役に聞くなり。この参りの中にただ一人、信心の者あり。高砂の炭屋の下女、何心もなく『足手息災にて、又まゐりましょ』と拝みて立ちしが、こもどりして、『私もよき男を持たしてくださりませい』と申す。『それは出雲の大社を頼め。こちは知らぬ事』と言つたれども、え聞かずの下向しけり。その方も親兄次第に男を持たば、別の事もないに、色を好みてその身もかかる迷惑なるぞ。汝、惜しまぬ命は長く、命を惜しむ清十郎はやがて最期ぞ」とありありとの夢かなしく、目を覺して心ぼそくなりて泣き明かしける。

(清十郎と駆け落ちしたが引き離された)お夏も、清十郎と同じような嘆きで、七日間断食して願状を書き、室の明神(播磨国揖保郡室津の加茂神社)へ清十郎の命乞いをお願いした。すると不思議にもその夜中に老人が夢枕に立ち、あらたかなお告げをされた。「お前は私の言うことをよく聞け。およそ世間の者どもは、身に悲しいことが降りかかると、無理な願いをするものだが、それはこの明神のままにはならないのだ。急に福徳を祈ったり、人妻を慕ったり、憎いやつを取り殺してくれの、雨を天気にしてほしいの、生まれついた鼻を高くしてほしいのと、様々な願い事、とうてい叶うものではないのに、役にも立たぬ仏神を祈り、手数をかけるといふものだ。先日祭にも参詣の者ども一万八千十六人、誰ひとりとして、欲深く身の上を祈らない者はなかった。聞いているとおかしいけれども、賽銭を投げてくれるのがうれしくて、これも神の役目だと思って聞いていた。参詣者の中でたったひとり、ほんとうの信心の者がいた。それは高砂の炭屋の下女で、何の欲もなく、『達者に暮らして、またお参りしましょう』と拜んで立ち去ったが、すぐ戻ってきて『私にもよい夫を持たせてくださいませ』と言う。『それは出雲の大社に頼みなさい。わしは知らぬこと』と答えたけれども、女はそれを聞くことができず、帰ってしまった。おまえも親や兄の言うとおりに夫を持っては何の問題もなかったのに、色好みをしたためにこんな苦しい目にあうのだ。惜しいと思わぬ自分の命は長く、命を助けたと思う清十郎は、すぐに最期だ』と、ありありと見た夢が悲しく、目を覚まし心細くなつて泣き明かした。

④『古事記』上巻

天照大御神の命以ちて、「豊葦原之千秋長五百秋之水穂国は、我が御子、正勝吾勝々速日天忍徳耳命の知らさむ国ぞ」と言因さし賜ひて、天降しき。是に天忍徳耳命、天の浮橋にたたして詔はく、「豊葦原之千秋長五百秋之水穂国は、いたくさやぎて有りなり」と告りたまひて、更に還り上りて、天照大神に請す。尔して高御産巢日神・天照大御神の命以ちて、天安河の河原に、八百万の神を神集へ

集へて、思金神に思はしめて詔はく、「比の葦原中国は、我が御子の知らさむ国と言依さして賜へる国ぞ。故、此の国に道速振る荒振る国つ神等の多た在りと以為ふ。是れ何れの神を使はしてか言趣けむ」とのりたまふ。……故、更に且還り来て、其の大国主神を問はく、「汝が子等、事代主神、建御名方神の二はしらの神は、天つ神の御子の命の随に違ふこと勿けむと白し訖りぬ。故、汝が心は奈何に」ととふ。爾して答へて白さく、「僕が子等二はしらの神が白す随に、僕は違はじ。此の葦原中国は、命の随に既に献らむ。唯僕が住所は、天つ神の御子の天津日継知らすとだる天の御巢の如くして、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷木たかしりて、治め賜はば、僕は百足らず八十垧手に隠りて侍らむ。亦僕が子等、百八十神は、即ち八重事代主神、神の御尾前と為て仕へ奉らば、違ふ神は非じ」と、如此白して、……

【梗概】

天つ神(アマテラスオオミカミ)は、子孫の治めるべき葦原中国に荒ぶる国つ神が大勢いるので、平定しようとした。二回にわたり使者をオオクニヌシノカミのもとに派遣したが、失敗。三回目使者が、出雲国伊耶佐小浜に降り、まずオオクニヌシノカミの子二神に迫り、ついにオオクニヌシノカミから、「この国は天つ神の子孫に奉ります」という誓詞を引き出した。オオクニヌシノカミは、自身の子百八十神もコトシノヌシノカミを筆頭として従うと誓った。

⑤『日本書紀』卷二 神代下 第九段本書

遂に皇孫天津彦彦火瓊杵尊を立てて、葦原中国の主とせむと欲す。然れども彼の地に、多に螢火の光る神と蠅声なす邪しき神と有り。復、草木威能く言、語有り。故、高皇産靈尊、八十諸神を召し集へて、問ひて曰はく、「吾、葦原中国の邪しき鬼を撥ひ平げしめむと欲ふ。誰を遣さば宜けむ。惟、爾諸神、知れらむをな隠しそ」といふ。……

二の神、是に、出雲国の五十田狭の小汀に降り到りて、則ち十握劍

を抜きて、倒に地に植ゑ、其の鋒端に踞みて、大己貴神に問ひて

曰はく、「高皇産靈尊、皇孫を降し、此の地に君臨はむとす。故、先づ、我二の神を遣して、駈除ひ平定めしむ。汝が意何如に。避るや不

や」といふ。時に、大己貴神対へて曰はく、「我が子に問ひ、然して後に報さむ」といふ。是の時に、其の子事代主神、遊行きて出

雲国の三徳の碕に在り。釣魚するを以て樂とす。或いは曰はく、遊鳥を樂とすといふ。故、熊野の諸手船亦は天鵠船と名ふを以

て、使者稻背脛を載せ遣して、高皇産靈の勅を事代主神に致し、且報辭を問ふ。時に事代主神、使者に謂ひて曰はく、「今天神、此

の借問ふ勅有り。我が父は、避り奉るべし。吾も違はじ」といふ。因りて海中に、八重葎柴籬を造り、船柁を踏みて避る。使者、既に還

りて報命す。故、大己貴神、則ち其の子の辭を以て、二の神に白して曰はく、「我が怙めりし子、既に避去りぬ。故、吾も避らむ。如し吾防禦

かましかば、国内の諸神、必ず同じく禦かむ。今我避り奉らば、誰か復敢へて順はぬ者有らむや」といふ。乃ち国平げし時に杖けりし

広矛を以て、二の神に授けて曰はく、「吾、此の矛を以て、卒に功治有り。天孫、若し此の矛を用て国を治むれば、必ず平安くまさむ。今我

は、百足らず八十隈に隠去りなむ」といふ。言訖りて遂に隠る。是に、二の神、諸の順はぬ鬼神等を誅ひて、一に云はく、二の神遂に邪神

と草・木・石の類を誅ひ、皆己に平げ了へぬ。其の服はぬ者は、唯星の神香香男のみ。故、加倭文神建葉槌 命を遣せば服ひぬ。故、二の神天に登るといふ。果に復命す。

【梗概】
天つ神(タカミムスヒノミコト)は、子孫の治めるべき葦原中国に邪神・邪鬼が大勢いるので、平定しようとした。二回にわたり使者をオオナムチノカミのもとに派遣したが、失敗。三回目使者が、出雲国五十田狭小汀に降り、オオナムチノカミの子(コトシロヌシノカミ)を去らせ、オオナムチノカミから「私もこの国から去ります」という誓詞を引き出した。オオナムチノカミは、自分が去ったなら逆らう神はいないと言い、国を平定したときの矛を使者に授け、この矛を用いた

なら、天孫はこの国を安らかに治めることができると言った。

⑥『日本書紀』卷二 神代下 第九段一書第二

一書に曰はく、既にして二神、出雲の五十田狭の小汀に降りて、大己貴神に問ひて曰はく、「汝、此の国を以て、天神に奉らむや以不や」といふ。対へて曰はく、「疑はくは、汝二神、是吾が処に

来るに非じ。故、許さず」といふ。是に経津主神、則ち還り昇りて報告す。時に高皇産靈尊、乃ち二神を還遣し、大己貴神

に勅して曰はく、「今者し汝が所言を聞くに、深く其の理有り。故、更に条々にして勅せむ。夫れ汝が治らす顕露之事、是吾が孫治

らすべし。汝は以て神事を治らすべし。又汝が住むべき天日隅宮は、今し供造らむ。即ち千尋の榜繩を以て、結びて百八十紐とし、

其の造宮の制は、柱は高く大く、板は広く厚くせむ。又田供佃らむ。又汝が往来ひて海に遊ぶ具の為に、高橋・浮橋と天の鳥船も供造ら

む。又天安河にも打橋を造らむ。又百八十縫の白楯を供造らむ。又汝が祭祀を主らむ者は、天穂日命是なり」といふ。是に大己貴神報

へて曰はく、「天神の勅教、如此懇懃なり。敢へて命に従はざらむや。吾が治らす顕露事は、皇孫治らしたまふべし。吾は退りて

幽事を治らさむ」といふ。乃ち岐神を二神に薦めて曰はく、「是、我に代りて従へ奉るべし。吾は此より避去りなむ」といひ、即ち躬に瑞

の八坂瓊を被けて、長に隠りき。故、経津主神、岐神を以て郷導として、周流りて削平ぐ。逆命者有れば加斬戮し、帰順ふ者は、仍

ち加褒美む。是の時に、帰順ふ首渠は、大物主神と事代主神なり。乃ち八十万の神を天高市に合めて、帥あて天に昇り、其の誠款の至を陳

す。時に高皇産靈尊、大物主神に勅すらく、「汝若し国神を以て妻とせば、吾猶汝を疏き心有りと謂はむ。故、今吾が女三穂津姫を

以て、汝に配せて妻とせむ。八十万神を領りて、永に皇孫の為に護り奉れ」といひて、乃ち還り降らしむ。...

【梗概】
ある書物によれば、天つ神(タカミムスヒノミコト)の使者は出雲の五十

田狭小汀に降り、国を天つ神に奉るよう、オオアナムチノカミに迫ったが承知しなかった。そこでタカミムスヒノミコトは、「あなたが今行っている《顕露の事》は、天つ神の子孫が行い、あなたは《神事》を行うことしよう」と提案し、立派な宮の造営と祭祀を約束した。オオアナムチノカミは承知し、《幽事》を行うとして隠退した。天つ神の使者はフナトノカミを導き手として巡り歩き、反逆する者は殺し、帰順する者は称揚した。帰順者のトップはオオモノヌシノカミとコトシロヌシノカミで、八十万の神を率いて忠誠を誓った。

⑦『日本書紀』卷一 神代上 第八段一書第六

一書に曰はく、**大国主神**、亦の名は**大物主神**、亦は**国作大己貴命**と号く。亦は**葦原醜男**と曰ふ。亦は**八千戈神**と曰ふ。亦は**大国玉神**と曰ふ。亦は**顕国玉神**と曰ふ。其の子凡て一百八十一神有り。

ある書物によれば、オオクニヌシノカミの別名は国作りのオオアナムチノミコトという。又はアシハラノシコオ、ヤチホコノカミ、オオクニタマノカミ、ウツクシクニタマノカミともいう。その子は全部で百八十一神いる。

⑧『出雲国風土記』楯縫郡佐香郷

佐香の郷。郡家の正東四里一百六十步。佐香の河内に百八十神等集ひ坐して、御厨立て給ひて、酒を醸させ給ひき。即ち百八十日、喜燕きて解散け坐しき。故、佐香と云ふ。

佐香の郷。郡役所の真東四里百六十步「二・四km」。佐香の川原に百八十神たちがお集まりになって、炊事場をお建てになり酒を醸造させなされた。そして百八十日のあいだ酒盛りをして、解散なされた。だから佐香という。

⑨『古事記』上巻

故是に、**天照大御神**、見畏み、**天の石屋の戸**を開きて、刺しこもり坐しき。爾して**高天の原**皆暗く、**葦原中国**悉く闇し。此に因りて常夜往きき。是に、**万の神**の声は、**狭蠅**なす満ち、**万の妖**は、**悉**

く発りき。是を以て**八百万の神**、**天の安の河原**に**神集ひ集ひて**、**高御産巢日神の子**、**思金神**に思はしめて、**常世の長鳴鳥**を集め、**鳴か**しめて、……

(スサノオノミコトは、アマテラスオオミカミの田を壊したり、馬の皮を剥いで投げ込んだり、さんざんの乱暴をはたらいた。)それでアマテラスオオミカミは見て恐れ、天の石屋の戸を開いて中に籠もってしまった。すると高天原はすべて暗くなり、葦原中国もすべて暗くなった。こうして夜がずっと続いた。すると大勢の神々の声は、五月に湧く蠅のように充滿し、ありとあらゆる災いがおこった。それで八百万の神々が天の安の河原に集まり、タカミムスヒノカミの子のオオイカネノカミに考えさせて……

⑩『日本書紀』卷一 神代上 第七段本書

此に由りて、**発闇**りて、乃ち**天の石窟**に入りまし、**磐戸**を閉して**幽**り居す。故、**六合の内常闇**にして、**昼夜の相代**も知らず。時に、**八十万神**、**天の安の河の辺**に**会合**ひて、**其の禱**るべき方を計る。故、**思兼神**、**深く謀り遠く慮**ひ、……

(スサノオノミコトは、アマテラスオオミカミの田を横領したり、馬の皮を剥いで投げ込んだり、さんざんの乱暴をはたらいた。)それでアマテラスオオミカミは怒り、天の石窟の磐戸を閉じて籠もってしまった。それで世界は闇ばかりとなり、昼夜の交代の区別もつかなくなった。その時、八十万の神たちが、天の安の河のほとりに集まり、祈るべき方法を協議した。するとオオイカネノカミは深謀遠慮をめぐらせ……

⑪『万葉集』卷二・167

日並皇子尊の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌一首
并せて短歌

天地の 初めの時の ひさかたの 天の川原に 八百万 千両神の
神集ひ 集ひいまして 神はかり はかりし時に 天照らす 日女の
命 天をば 知らしめすと 葦原の 瑞穂の国を 天地の 寄り合

ひの極み 知らしめす 神の尊と 天雲の 八重かき分けて 神下
いませまつりし 高照らす 日の皇子は・・・

日並皇子尊の殯宮が催されていたときに、柿本人麻呂が作る歌
一首

天地の初めの時に、天の川原に八百万、千万の神がお集まりになり、
相談したときに、天照らすヒルメノミコトは天をお治めになるとい
とで、葦原中国を天と地の寄り合う果てまでお治めになる神の命とし
て、幾重にも重なる天雲をかき分けてお下しになった高照らす日の皇
子は、・・・

⑫ 『出雲国風土記』楯縫郡

楯縫と号くる所以は、神魂命詔ひしく、「吾が十足る天の日榎の
宮の縦横の御量は、千尋の栲縄持ちて、百八十結び結び下げて、此
の天の御量持ちて、天の下所造らしし大神の宮、造り奉れ」と詔
ひて、御子天御鳥命を、楯部と為て、天下し給ひき・・・

楯縫と名づけるわけは、カムムスヒノミコトがおっしゃったことには、「わ
たしの十分に足り整っている天の立派な御殿の縦横の規模が、千尋も
ある長い栲縄を使い、桁梁を百八十回もしっかり結んで、たくさん結
び下げて造ってあるのと同じように、この天の尺度をもって、天の下をお
造りになった大神の住む御殿を、造ってさしあげなさい」とおっしゃって、
御子のアメノミトリノミコトを楯部として天から下しなされた。

⑬ 『出雲国風土記』総記

合せて、神の社三百九十九所。
一百八十四所。神祇官に在り。
二百一十五所。神祇官に在らず。

⑭ 『延喜式』卷八『出雲国造神賀詞』

八十一日はあれども、今日の生日の足日に、出雲の国の国造姓名、
恐み恐みも申したまはく、「掛けまくも恐き明つ御神と、大八島国

知ろし食す天皇命の、手長の大御世と齋ふともし後の齋ひの時には、後の字
を加へよ。して、出雲の国の青垣山の内に、下つ石ねに宮柱太知り立て、
高天の原に千木高知り坐す、伊射那伎の日まな子、かぶろき熊野の大
神、櫛御氣命、国作りましし大穴持命二柱の神を始め、百八十六
社に坐す皇神等を、某甲が弱肩に太櫛取り掛けて、いつ幣の緒結び、天
のみかひ冠りて、いつの真屋に籠草をいつの席と苅り敷きて、いつ
へ黒益し、天の甕わに齋み籠りて、しづ宮に忌み静め仕へ奉りて、朝
日の豊栄登りに、齋ひの返事の神賀の吉詞、奏したまはく」と奏す。

たくさん日はありますが、今日という生気の満ちた日に、出雲国の
国造〇〇が畏れ慎んで申し上げますことには、「ことばに出して言う
のも畏れ多い、現実の神として日本を治めておいでの天皇様の長く続
く御代と齋い申し上げ(二回目)のときは「後の齋いを申し上げ」、出雲国の青い垣
根のように周りを囲む山々の中に、宮の柱を太くどしりと立て、千
木を高々と立て、イザナキの貴い愛児である、かぶろき熊野の大神様で
あるクシミケノミコト様、国をお作りになったオホナモチノミコト様の
二柱をはじめとして、百八十六社にいらっしゃる神様たちを、私の弱々
しい肩に太い櫛をかけ、神聖な幣帛を結び、天上の神聖な火をいただ
き、神聖な屋に刈り取ったままの草を神聖な筵として敷き、神聖な鍋
をいよいよ黒くし、大きな甕に神酒を醸すとて潔齋して籠もり、この
ようにして鎮めまつる宮に忌み鎮めお仕え申し上げて、朝日が豊かに
輝き昇る良き時に、一年間の私の齋事への神々からのお返事でありま
すところの、神々の祝賀の言葉を奏上申し上げることでございます」と
申します。・・・

⑮ 『古語拾遺』

天平年中に至りて、神帳を勸造す。中臣権を専にして、意に仕
せて取捨す。由有る者は、小祀も皆列す。縁无き者は大社も猶廢か
る。敷奏、施行、当時より独歩なり。諸社の封税、総て一門に入る。
天平年中(七二九〜七四九)にいたって、神帳を作った。中臣氏は権力

を独占して、自分たちの意のままに官社を取捨した。中臣氏に由縁ある神社は、小社でもみな班幣の列に加えられ、由縁のない神社は、大社であっても班幣にあずからなかった。班幣を頒かつことについての奏上も、また実際に施行するのも、当時から中臣氏の意のままである。諸社からの租税も、すべて中臣氏一門が自分たちの収入として私有している。

⑩『出雲国風土記』の御子神

神魂命の御子

鳴根郡加賀神埼 鳴根郡生馬郷 鳴根郡法吉郷

楯縫郡郡名

出雲郡漆沼郷 出雲郡宇賀郷 神門郡朝山郷

伊佐奈枳命の御子

意宇郡出雲神戸 鳴根郡千酌駅家

意美豆努命の御子

出雲郡伊努郷

須佐乎命(須作能鳥命)の御子

意宇郡大草郷 鳴根郡山口郷

鳴根郡方結郷 秋鹿郡惠曇郷 秋鹿郡多太郷

神門郡八野郷

神門郡滑狭郷 大原郡高麻山

所造天下大神命(大穴持命)の御子

意宇郡山代郷

意宇郡賀茂神戸 鳴根郡美保郷 出雲郡美談郷

神門郡高岸郷

神門郡多伎郷 仁多郡三沢郷

阿遅須積高日子命の御子

楯縫郡神名樋山 神門郡塩治郷

須義祢命の御子

大原郡海潮郷

⑪『出雲国風土記』意宇郡安来郷

即ち北の海に比売埼有り。飛鳥の淨御原の宮に御宇しし天皇の御世、甲戌の年七月十三日に、語臣猪麻呂の女子、件の埼に逍遙びて邂逅に和尔に遇ひ、所賊はえて飯らざりき。尔の時、父猪麻呂、所賊はえし女子を浜の上に斂め置きて、大く苦憤を発し、天に号び地に踊り、行きて吟ひ居て嘆き、昼夜辛苦みて、斂めし所を避ること無し。是作る間に、数日を経歴たり。然して後、慷慨の志を興し、箭を磨ぎ鋒を鋭くし、便の処を撰びて居て、即ち擡み訴へ云ひしく、一天神千五百万、地祇千五百万、並びに、当国に静まり坐す三百

九十九社、及、海若等、大神の和魂は静まりて、荒魂は皆悉に、猪麻呂が乞む所に依り給へ。良に神靈坐すこと有らば、吾が傷ふ所となし給へ。此を以ちて御霊の神所を知らむ。尔の時、須臾有りて、和尔百余り、静かに一つの和尔を圍繞みて、徐に率依り来て、居る下に従りて、進まず退かず、猶し圍繞めるのみ。尔の時、鋒を挙げて中央なる一つの和尔を刃して、殺し捕ること已に訖へぬ。然して後、百余りの和尔解散けき。殺割けば、女子の一つの脛屠り出でき。仍りて、和尔をば殺割きて串に掛け、路の垂に立てき。安来の郷の人、語臣与が父也。尔の時より以来、今日に至るまで六十歳を経たり。

この郷の北の海に比売埼がある。飛鳥淨御原宮で天下を治められた天皇(天武天皇)の御世の甲戌年(六七四)七月十三日、語臣猪麻呂の娘がこの崎を散歩していてサメに出遭い、殺されて帰らなかった。そのとき、父の猪麻呂は、殺された娘のなきがらを浜のほとりに埋葬し、たいそう悲しみ怒って、天に向かつて叫び、地に踊り上がり、歩いてはうめき、すわりこんでは歎き、昼も夜も悩み苦しむ、埋葬した場所を立ち去ろうとしなかった。こうしている間に何日もたった。そうしてついに憤激の心を奮い起こし、矢を研ぎすまし鋒を鋭くし、しかるべき場所を選んだ。神を礼拝し訴えて言ったことには、「天つ神千五百万、地祇千五百万、またこの国に鎮座なさる三百九十九の神社よ、そして海神たちよ。大神の穏やかな魂は静まり、猛々しい魂は皆ことごとく、この猪麻呂の願うところにお依りください。まことに神霊がいらいしやるのなら、わたしに鮫を殺させてください。それによって神霊の神であることを知りましょう」と。そのときしばらくして、百匹余りのサメが、静かに一匹のサメをとり囲んで、ゆったりと連れだち近寄ってきて、猪麻呂の居場所の下につき従い、進みも退きもせず、ただ真中のサメをとり囲んでいるばかり。そのとき猪麻呂は、鋒をあげて真中の一匹のサメを刺し、とうとうすつかり殺し捕らえてしまった。すると、百匹余りのサメは、ちりぢりに去っていった。殺したサメを斬り裂くと、娘の片脛がこぼれ出てきた。そこでサメを斬り裂いて串ざしにし、路傍に立てた。猪麻呂は、安来の郷の人、語臣与の父である。その事件から以後、今日まで六十年経つ。

『延喜式』巻9・10 神名 国別式内社数

畿内七道	国名	式内社数(本)	計	畿内七道	国名	式内社数(本)	計	畿内七道	国名	式内社数(本)	計	畿内七道	国名	式内社数(本)	計
畿内	山城	122 (53)	858 (231)	東山道	近江	155 (13)	382 (42)	山陰道	丹波	71 (5)	560 (37)	南海道	紀伊	31 (13)	163 (29)
	大和	286 (128)			美濃	39 (1)			丹後	65 (7)			淡路	13 (2)	
	河内	113 (23)			飛騨	8 (0)			但馬	131 (18)			阿波	50 (3)	
	和泉	28 (0)			信濃	48 (7)			因幡	50 (1)			讃岐	24 (3)	
	摂津	75 (8)			上野	12 (3)			伯耆	6 (0)			伊予	24 (7)	
	伊賀	25 (1)			下野	11 (1)			出雲	187 (2)			土佐	21 (1)	
	伊勢	253 (18)			陸奥	100 (15)			石見	34 (0)			筑前	19 (18)	
	志摩	3 (2)			出羽	9 (2)			隱岐	16 (4)			筑後	4 (2)	
	尾張	121 (8)			若狭	42 (3)			播磨	50 (7)			豊後	6 (1)	
	参河	26 (0)			越前	126 (8)			美作	11 (1)			肥前	4 (1)	
東海道	遠江	62 (2)	731 (52)	北陸道	加賀	42 (0)	352 (14)	山陽道	備前	26 (1)	140 (16)	西海道	肥後	4 (1)	107 (38)
	駿河	22 (1)			能登	43 (1)			備中	18 (1)			日向	4 (0)	
	伊豆	92 (5)			越中	34 (1)			備後	17 (0)			大隅	5 (1)	
	甲斐	20 (1)			越後	56 (1)			安芸	3 (3)			薩摩	2 (0)	
	相模	13 (1)			佐渡	9 (0)			周防	10 (0)			香峻島	24 (7)	
	武蔵	44 (2)			常陸	28 (7)			長門	5 (3)			筑前	19 (18)	
	安房	6 (2)													
	上総	5 (1)													
	下総	11 (1)													
	常陸	28 (7)													

※「宮中」「京中」を除去

